

# 岐阜県公報

## 目次

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例	(財政課)	七
岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例	(人事課)	七
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	(同)	九
岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例	(同)	九
知事の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	〇
岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	〇
岐阜県税条例の一部を改正する条例	(同)	〇
岐阜県財産条例の一部を改正する条例	(管財課)	三
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	三
岐阜県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	(環境生活政策課)	五
岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	(廃棄物対策課)	六
岐阜県指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定める条例	(清流の国ぎぶづくり推進課)	七
岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(人づくり文化課)	七
岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(健康福祉政策課)	七
岐阜県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(保健医療課)	八

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日当たる)  
 (金曜日) (ときは翌日)

号外 (一) 平成二十四年 三月二十七日

岐阜県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	(同)	一八
岐阜県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金条例の一部を改正する条例	(同)	一九
岐阜県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	(生活衛生課)	一九
岐阜県介護人材確保対策基金条例	(高齢福祉課)	一九
岐阜県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(同)	二〇
岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(同)	二〇
岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(同)	二〇
岐阜県障害児通所給付費等不服審査会条例	(障害福祉課)	二〇
岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二一
岐阜県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例	(同)	二一
岐阜県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(同)	二二
岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(同)	二三
岐阜県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	(子ども家庭課)	二三
岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(商工政策課)	二三
岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(労働雇用課)	二四
岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(農政課、林政課)	二四

平成二十四年三月二十七日

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	(農地整備課)	二四
岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例	(林政課)	二五
岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(都市政策課)	二五
岐阜県風致地区条例の一部を改正する等の条例	(同)	二五
岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例	(公共建築住宅課)	二六
岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(教育総務課)	二六
岐阜県博物館条例等の一部を改正する条例	(社会教育文化課)	二七
岐阜県図書館条例の一部を改正する条例	(同)	二七
岐阜県入ボーツ推進審議会条例の一部を改正する条例	(スポーツ健康課)	二八
岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(会計課)	二八
岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	三〇
岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー条例を廃止する条例	(情報産業課)	三一

**本号で公布された条例のあらまし**

- 一 岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例(条例第一号)
- 一 岐阜県介護人材確保対策特別会計を設置し、及び岐阜県土地区画整理事業資金貸付特別会計を廃止することとした。(本則関係)
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例(条例第二号)
- 一 職員が大学等への修学又は国際貢献活動への参加をする場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、三年を限度として、自己啓発等休業を承認することができることとした。(第二条及び第三条関係)
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(条例第三号)
- 一 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「へき地教育振興法」の一部改正に伴い、へき地学校等に勤務する職員に支給するへき地手当等に関し必要な事項を定めることとした。(第二〇条の五及び第二〇条の七関係)
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例(条例第四号)
- 一 適正な行政運営の確保に関する事項を知事直轄組織に追加し、及び観光の振興に関する事項を総合企画部から商工労働部へ移管することとした。(第一条関係)
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。
- 知事の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五号)
- 一 現下の厳しい財政状況に鑑み、知事の給料等の月額を次のとおり減額することとした。(本則関係)

副知事、教育長及び常勤の監査委員	区 分	給料の月額又は報酬の月額から減額する率
知事		一〇〇分の三〇
		一〇〇分の二〇

公安委員会委員及び監査委員（常勤の監査委員を除く。）  
一〇〇分の一

二 この条例は、平成二五年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。（附則第二項関係）

三 この条例は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第六号）

一 現下の厳しい財政状況に鑑み、平成二四年四月一日から平成二五年三月三十一日までの間において、職員の給料の月額を次のとおり減額することとした。（本則関係）

職 種	区 分		給料の月額から減額する率
	部長級の職員	次長級及び本庁課長級の職員	
管理職	部長級の職員	次長級及び本庁課長級の職員	一〇〇分の一
	その他の職員	その他の職員	一〇〇分の九
非管理職	課長補佐級の職員	その他の職員	一〇〇分の七
	その他の職員	その他の職員	一〇〇分の三

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

岐阜県税条例の一部を改正する条例（条例第七号）

一 県民税

1 平成二六年度から平成三五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は本則に定める額に五〇〇円を加算した額とすることとした。（附則第五条の二関係）

2 退職所得に係る所得割について、その所得割の額から一〇分の一に相当する金額を控除する措置を廃止することとした。（附則第六条関係）

3 被災居住用家屋の敷地に係る譲渡所得の特例について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、その家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から七年を経過する日の属する年の二月三十一日までの間に延長することとした。（附則第二条の二関係）

4 確定優良住宅地等予定地の譲渡が、東日本大震災によって一定の期間内に優良住宅地等のための譲渡に該当することが困難となった場合においては、平成二四年一月一日から起算して二年以内の一定の日までの期間をその一定の期間とみなすこととした。（附則第二条の三関係）

二 不動産取得税

1 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地である者（農業委員会等が認めるもの（被災農用地）の平成二三年三月一日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、被災農用地に代わるものと知事が認める農用地を取得した場合において、その取得が平成二三年三月三十一日までに完了したときに限り、価格に農用地の面積に対する被災農用地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第二条関係）

2 警戒区域設定指示が行われた日において警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地（対象区域内農用地）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地を取得した場合において、その取得が同日から警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に農用地の面積に対する対象区域内農用地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第二条関係）

三 県たばこ税

1 平成二五年四月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこ（旧三級品の紙巻たばこを除く。）に係る税率を、一、〇〇〇本につき六四四円引き下げることとした。（第六〇条の四関係）

2 平成二五年四月一日以後に売渡し等が行われた旧三級品の紙巻たばこに係る税率を、一、〇〇〇本につき三〇五円引き下げることとした。（附則第二〇条関係）

四 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

岐阜県財産条例の一部を改正する条例（条例第八号）  
一 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の一部改正に鑑み、国に対する普通財産及び物品の無償譲渡等について必要な事項を定めることとした。（第三条及び第六条関係）

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第九号)

一 市町村への権限移譲に伴い、次の分野における知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするために必要な事項を定めることとした。

(別表第一及び別表第二関係)

1 消防防災関係(「火災類取締法」他三法令二四六項目)

2 環境・生活関係(「旅券法」他二法令四八八項目)

3 保健・福祉関係(「老人福祉法」他一法令六項目)

4 商工・産業関係(「商工会議所法」一一一項目)

5 農地・農業関係(「農地法」一四項目)

6 土地利用・都市計画関係(「駐車場法」他四法令五七七項目)

7 教育関係(「岐阜県文化財保護条例」一三三項目)

二 この条例は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

一 「特定非営利活動促進法」の一部改正に伴い、特定非営利活動法人の認定の申請について必要な事項を定めることとした。(第九条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この条例は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(条例第一一号)

一 「浄化槽法」の一部改正に鑑み、浄化槽の保守点検業者の登録に関し必要な事項を定めることとした。(第五条関係)

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

岐阜県指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定める条例(条例第一二号)

一 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部改正に伴い、指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定めることとした。(別表関係)

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第一三三号)

一 岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例が効力を失う日を平成二四年六月三〇日から平成二七年六月三〇日に変更することとした。(附則第二項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一四号)

一 手数料について、次のとおり改定することとした。(別表第一関係)

1 動物取扱責任者研修手数料の額を改定することとした。

2 保健所及び保健環境研究所において行う血液学的検査等に関する手数料の額を改定することとした。

3 卒業証明書等の交付に要する費用として卒業証明書等交付手数料を新たに徴収することとした。

二 介護支援専門員実務研修受講試験手数料を指定試験実施機関に收受させ、その収入とすることができることとした。(別表第一関係)

三 この条例は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

岐阜県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第一五号)

一 岐阜県妊婦健康診査臨時特例基金条例が効力を失う日を平成二四年九月三〇日から平成二五年九月三〇日に変更することとした。(附則第二項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(条例第一六号)

一 岐阜県地域自殺対策緊急強化基金条例が効力を失う日を平成二四年二月三十一日から平成二五年二月三十一日に変更することとした。(附則第二項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金条例の一部を改正する条例(条例第一七号)

一 岐阜県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金条例が効力を失う日を平成二四年六月三〇日から平成二五年六月三〇日に変更することとした。(附則第二項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(条例第一八号)

一 「公衆浴場法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第二条関係)

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

岐阜県介護人材確保対策基金条例(条例第一九号)

一 介護に従事する人材の育成及び確保を図るための事業に要する資金に充てるため、岐阜県介護人材確保対策基金を設置することとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

岐阜県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第二〇号)

一 平成二四年度に限り、岐阜県介護保険財政安定化基金の一部を取り崩すことができることとした。(附則第一項関係)

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第二一号)

一 岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例が効力を失う日を平成二四年三月三日から平成二四年二月三十一日に変更することとした。(附則第二項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

一 岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例が効力を失う日を平成二四年六月三日から平成二五年二月三十一日に変更することとした。(附則第二項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県障害児通所給付費等不服審査会条例(条例第二三三号)

一 「児童福祉法」の一部改正に伴い、岐阜県障害児通所給付費等不服審査会に関し必要な事項を定めることとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

岐阜県公の施設の設定及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第二四号)

一 「児童福祉法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(別表第一関係)

二 この条例は、平成二四年一月一日から施行することとした。

岐阜県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

一 「障害者基本法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第一系関係)

二 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律第一条の規定の施行の日から施行することとした。

岐阜県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第二六号)

一 岐阜県障害者自立支援対策臨時特例基金条例が効力を失う日を平成二四年二月三十一日から平成二五年二月三十一日に変更することとした。(附則第一項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第二七号)

号)

一 岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例が効力を失う日を平成二四年三月三十一日から平成二五年六月三〇日に変更することとした。(附則第二項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第二八号)

一 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴い、認定こども園の認定の要件に関し必要な事項を定めることとした。(第一条、第三条、第八条、第一一条及び第二一条関係)

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二九号)

一 手数料について、次のとおり改定することとした。(別表第一関係)

1 計量器検定手数料の額等を改定し、及び主任計量者試験手数料を新たに徴収することとした。

2 工業技術研究所等において行う工業試験等に関する手数料として機械・金属試験手数料(冷熱衝撃試験)等を新たに徴収することとした。

3 計量器等依頼検査手数料の額等を改定することとした。

4 卒業証明書等の交付に要する費用として卒業証明書等交付手数料を新たに徴収することとした。

二 この条例は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第三〇号)

一 岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例が効力を失う日を平成二五年六月三〇日から平成二六年六月三〇日に変更することとした。(附則第一項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第三一号)

一 卒業証明書等の交付に要する費用として卒業証明書等交付手数料を新たに徴収することとした。(別表関係)

二 この条例は、平成二四年七月一日から施行することとした。

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(条例第三二号)

一 土地改良事業に係る分担金について、次のとおり定めることとした。(第四条関係)

- 1 小水力発電施設整備事業を新たに実施することに伴い、当該事業に係る分担金を徴収することとした。
- 2 ため池等整備事業のうち、耐震対策に係る事業の分担金の額を引き下げ、震災対策農業水利施設整備事業に係る分担金を新たに徴収することとした。
- 3 ため池防災対策事業のうち、耐震対策に係る事業の分担金の額を引き下げることとした。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。  
岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例(条例第三三三号)  
岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例が効力を失う日を平成二四年六月三〇日から平成二七年六月三〇日に変更することとした。(附則第二項関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。  
岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第三四〇号)  
「屋外広告物法」の一部改正に伴い、屋外広告物の登録に関し必要な事項を定めることとした。(第二〇条及び第三二条関係)
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。  
岐阜県風致地区条例の一部を改正する等の条例(条例第三五五号)  
「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第一条関係)
- 二 岐阜県風致地区条例を廃止することとした。(第一条関係)
- 三 この条例は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。  
岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例(条例第三六六号)  
「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「公営住宅法」の一部改正に伴い、県営住宅の入居者資格について必要な事項を定めることとした。(第四条関係)
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。  
岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第三七七号)
- 一 卒業証明書等の交付に要する費用として卒業証明書等交付手数料を新たに徴収することとした。(別表関係)
- 二 この条例は、平成二四年七月一日から施行することとした。  
岐阜県博物館条例等の一部を改正する条例(条例第三八八号)
- 一 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備

- 命の基準を定めることとした。
- 1 岐阜県博物館協議会
- 2 岐阜県美術館協議会
- 3 岐阜県現代陶芸美術館協議会
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。  
岐阜県図書館条例の一部を改正する条例(条例第三九〇号)  
「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「図書館法」の一部改正に伴い、岐阜県図書館協議会の委員の任命の基準を定めることとした。(第八条関係)
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。  
岐阜県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例(条例第四〇号)  
岐阜県スポーツ推進審議会の委員の任命の基準を定めることとした。(第二条関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。  
岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第四一〇号)  
運転免許試験手数料等の額を改定し、及び運転経歴証明書の再交付に要する費用として運転経歴証明書再交付手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。  
岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第四一〇号)
- 一 岐阜県職員定数条例の一部改正
- 1 県職員の定数を七四人減員することとした。  
(内訳)  
  - (一) 増員するもの
    - 学校 四人
    - 警察 五人
  - (二) 減員するもの
    - 知事の事務部局(情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員)都  
市建築部)を除く。) 六一人
    - 情報科学芸術大学院大学、国際情報科学芸術アカデミー、国際園

芸アカデミー及び森林文化アカデミー  
教育委員会の事務部局  
一五人  
七人

2 育児休業をしている警察官が職務に復帰した場合は、その復帰の日の属する年度内に限り、その警察官を定数の外に置くことができることとした。

二 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正

市町村立学校職員の定数を四一人減員することとした。

(内訳)

小学校及び中学校

四一人

三 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー条例を廃止する条例(条例第四三三号)

一 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーを廃止することとした。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第一号

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例

岐阜県特別会計設置条例(昭和三十九年岐阜県条例第五号)の一部を次のように改正する。  
本則の表岐阜県地方独立行政法人資金貸付特別会計の項の次に次のように加える。

岐阜県介護人材確保対策特別会計

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)附則第十条の規定に基づき行う介護人材確保対策等に関する業務

本則の表岐阜県土地区画整理事業資金貸付特別会計の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二号

岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号。以下「法」という。)(第二十六条の五第一項、第五項及び第六項の規定に基づき、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。)(の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第二条 任命権者は、職員としての在職期間が一年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修（法第二十六条の五第一項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第三条 法第二十六条の五第一項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては二年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、三年）、国際貢献活動のための休業にあつては三年を超えない範囲内の期間とする。

(教育施設)

第四条 法第二十六条の五第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第九十七条に規定する大学院を含む。）

二 学校教育法第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があり、かつ、学校教育法第四百四条第四項第二号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

三 前二号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

四 前三号に掲げる教育施設のほか、任命権者が特に必要と認める教育施設

(奉仕活動)

第五条 法第二十六条の五第一項の条例で定める奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十三条第一項第四号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下この条において同じ。）その他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるものとする。

(自己啓発等休業の承認の申請)

第六条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第七条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第三条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 第二条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第八条 法第二十六条の五第五項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

二 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じていること。

(報告等)

第九条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

一 当該職員が、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動をとりやめた場合

二 当該職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

三 当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を受けるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。  
(職務復帰後における号給の調整)

第十条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては百分の百以下、それ以外のものにあつては百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。  
(退職手当の取扱い)

第十一条 岐阜県職員退職手当条例(昭和二十八年岐阜県条例第四十一号。以下「退職手当条例」という。)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 自己啓発等休業をした期間についての退職手当条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。))については、その月数の三分の一に相当する月数。地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会規則で定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数)」とする。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正)

2 岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例(平成十九年岐阜県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。  
第三条第三項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。  
一 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定による自己啓発等休業をした期間

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三号

例 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(昭和二十九年)の一部を次のように改正する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十二年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条の五第一項中「学校として」の下に、「人事委員会規則で」を加え、同条第二項を削り、同条第三項第四号及び第五号を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第二十条の七中「へき地教育振興法施行規則に定める基準の改正に伴い、第二十条の五第二項」を「第二十条の五第一項」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四号

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県部等設置条例(平成十一年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。  
第一条第一号に次のように加える。

八 適正な行政運営の確保に関する事項

第二条第三号中八を削り、二を八とし、ホをニとし、同条第六号に次のように加える。

二 観光の振興に関する事項

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

知事の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五号

知事の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の給与等の特例に関する条例(平成二十一年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の十一」を「百分の十一」に改める。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

岐阜県職員給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六号

岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の給与の特例に関する条例(平成二十一年岐阜県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改める。

第二条第一項第一号中「百分の十・七」を「百分の十一」に改め、同項第二号中「百分の八・七」を「百分の九」に改め、同項第三号中「百分の六・七」を「百分の七」に改め、同項第四号中「百分の三・七」を「百分の四」に改め、同項第五号中「百分の二・七」を「百分の三」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二章」の下に「(第八章を除く。)」を、「第三章」の下に「(第十四条を除く。)」を加える。

第四十一条第一項中「第二十一条の七」を「第二十一条の六」に改める。

第四十四条の三第三項中「第七十二条の四十九の八」を「第七十二条の四十九の十二」に、「第七十二条の四十九の九」を「第七十二条の四十九の十三」に改める。

第四十四条の四中「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に改める。

第四十四条の六第二項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に改める。

第四十六条第一項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「第七十二条の四十九の八第二項」を「第七十二条の四十九の十二第二項」に改め、同条第二項中「第七十二条の四十九の八第六項」を「第七十二条の四十九の十二第六項」に改める。

第六十条の四中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。

附則第五条の次に次の一条を加える。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第五条の二 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、第二十四条の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除

附則第二十条中「七百十六円」を「四百十一円」に改める。

附則第二十一条の次に次の二条を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第二十一条の二 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。))第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第十条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号))第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)(と、同法第三十一条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十一条第一項」と、附則第十条の二第三項中「法附則第三十四条の二第三項」とあるのは「法附則第四十条の二第二項の規定により読み替えて適用される法附則第三十四条の二第三項」と、附則第十条の三第一項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項

の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項」と、附則第十一条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)(と、同法第三十二条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十二条第一項」として、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第二十七条第一項又は第三項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第二十七条の二第一項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例)

第二十一条の三 附則第十条の二第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。)内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で施行令附則第二十七条の三第二項に規定する場合において、平成二十四年一月一日から起算して二年以内の日で同条第三項に規定する日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第二十二條の二第二項に規定するところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から施行令附則第二十七条の三第三項に規定する日までの期間を附則第十条の二第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

附則第二十二條第一項中「(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)(を削り、同条第五項中「附則第五十一条第五項」を「附則第五十一条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「所在した」を「所在していた」に、附則第三十一条第四項」を「附則第三十一条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地(以下この項において「対象区域内農用地」とい

う。( )の同日における所有者(農業を営む者に限る。)(その他の施行令附則第三十一条第六項に規定する者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除する。

附則第二十二條第三項中、「所在した」を「所在していた」に、「附則第三十一條第三項」を「附則第三十一條第四項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地(農業経営基盤強化促進法第四條第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項及び第六項において同じ。)(であると農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三條第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長)が認めるもの(以下この項において「被災農用地」という。)(平成二十三年三月十一日における所有者(農業を営む者に限る。)(その他の施行令附則第三十一條第三項に規定する者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除する。

附則第二十四條中、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)」を「震災特例法」に改める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第四十一條第一項の改正規定及び附則第八項の規定 平成二十四年四月一日
  - 二 第五條第一項、第四十四條の三第三項、第四十四條の四、第四十四條の六第二項、第四十六條第一項及び第二項並びに附則第六條の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十五年一月一日

三 第六十條の四及び附則第二十條の改正規定並びに附則第六項の規定 平成二十五年四月一日

( 行政手続条例の適用除外に関する経過措置 )

2 改正後の岐阜県条例(以下「新条例」という。)(第五條第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の岐阜県条例(以下「旧条例」という。)(第五條第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

( 県民税に関する経過措置 )

3 平成二十四年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等(旧条例第二十九條の二に規定する退職手当等をいう。)(に係る旧条例附則第六條第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

( 不動産取得税に関する経過措置 )

4 新条例附則第二十二條第三項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された同項に規定する被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

5 平成二十三年四月二十一日における新条例附則第二十二條第四項に規定する警戒区域設定指示区域(以下この項において「警戒区域設定指示区域」という。)(であつて同年三月十二日において地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百一十号)による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)附則第五十五條の二第一項第二号に掲げる指示(避難のための立退きに係るものに限る。)(の対象区域であつた区域は、新条例附則第二十二條第六項の規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、同項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」とする。

( 県たばこ税に関する経過措置 )

6 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであつた県たばこ税については、なお従前の例による。

( 岐阜県条例の一部を改正する条例の一部改正 )

7 岐阜県条例の一部を改正する条例(平成二十三年岐阜県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の岐阜県条例(以下「新条例」という。)(附則第二十二  
 第三項」を、岐阜県条例附則第二十二第四項」に、「東日本大震災における原子  
 力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するた  
 めの特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律  
 第九十六号)第一条の規定による改正後の地方税法」を、「地方税法」に、「新条例附  
 則第二十二第三項及び第四項」を、「同条例附則第二十二第四項及び第五項」に、  
 「新条例附則第二十二第三項中」を、「同条例附則第二十二第四項中」に、「係  
 る」と、同条第四項中」を、「係る」と、同条第五項中」に、「と、新条例」を、「と、  
 同条例」に改める。

8 (清流の国ぎふ森林・環境税条例の一部改正)  
 清流の国ぎふ森林・環境税条例(平成二十三年岐阜県条例第四十五号)の一部を次  
 のように改正する。  
 附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「(施行期日)」を付し、附則に次の  
 一項を加える。

(県税条例附則第五条の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割  
 の税率の特例)  
 2 県税条例附則第五条の二の規定の適用がある場合においては、第二条中「第二十  
 四条」とあるのは、「附則第五条の二」とする。

岐阜県財産条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第八号

岐阜県財産条例の一部を改正する条例

岐阜県財産条例(昭和三十九年岐阜県条例第三号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第一号及び第二号中「地方公共団体」を、「国又は地方公共団体」に改める。  
 第六条第一号中「地方公共団体その他の公共団体又は私人に」を削る。  
 第七条中「国若しくは地方公共団体その他の公共団体又は私人に」を削る。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第九号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のよ  
 うに改正する。

別表第一六の項中「すべての市町村(岐阜市を除く。)」を「全ての町村」に改め、  
 同表十五の三の項中「高山市、多治見市、関市、美濃市、羽島市」を、「大垣市、高山市、  
 多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、土岐市」に、「関ヶ原  
 町、揖斐川町」を、「関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町」に改め、「大  
 垣市、中津川市、瑞浪市、恵那市」を削り、「土岐市、可児市、神戸町、輪之内町、安  
 八町」を、「可児市」に改め、同表十七の二の項中「岐阜市」の下に、「大垣市」を、  
 「関市」の下に、「中津川市」を、「美濃市」の下に、「瑞浪市」を、「羽島市」の下  
 に、「恵那市、土岐市」を、「関ヶ原町」の下に、「神戸町、輪之内町、安八町」を加  
 え、同表十八の二の二の項市町村又は広域連合の欄を次のように改める。

県内の全ての市町村

別表第一十八の三の項中「岐阜市」の下に、「大垣市」を、「揖斐川町」の下に、「  
 池田町」を加え、同表十八の四の項中「関市」の下に、「中津川市」を加え、同表十八  
 の五の項中「岐阜市」の下に、「大垣市」を、「関市」の下に、「中津川市」を、「美  
 濃市」の下に、「瑞浪市」を、「羽島市」の下に、「恵那市、土岐市」を、「関ヶ原  
 町」の下に、「神戸町、輪之内町、安八町」を加え、同表十九の項中「大垣市」を「事  
 務の内容の欄第一号から第二十三号まで及び第二十九号から第五十号までに掲げるもの  
 にあっては大垣市」に改め、「御嵩町」の下に、「同欄第二十四号から第二十八号まで  
 に掲げるもの」にあっては岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内

町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、八百津町及び御嵩町」を加え、同表二十一の項中、「大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市」を「笠松町」に改め、同表三十二の項第一号中「指示をすること」の下に、「主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにあるものに限る。次号から第四号までにおいて同じ。」を加え、同項第四号中「又は立入検査」を削り、同号の次に次の一号を加える。

5 法第十九条第二項の規定により立入検査をすること。

別表第一三十二の項中「すべての市町村」を「全ての町村」に改め、同表三十二の二の項第四号中「第二十九条第七項」を「第二十九条第九項」に改め、同項第五号中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十一項」に改め、同項第六号中「第二十九条第十項」を「第二十九条第十二項」に改め、同項中「各務原市」の下に、「揖斐川町」を加え、同表三十三の項中「すべての」を「全ての」に改め、「可児市」の下に、「山県市」を、「揖斐川町」の下に、「池田町」を加え、同表三十五の項中「大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町」を「岐南町」に、「美濃市、羽島市」を「美濃市、瑞浪市、羽島市」に、「郡上市、養老町」を「郡上市、笠松町、養老町」に改め、同表三十六の二の項市町村又は広域連合の欄を次のように改める。

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、土岐市、各務原市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町及び羽島郡広域連合

別表第一三十八の項第二十二号中「第四十二条第一項」を「第五十二条の二第二項」に改め、同項中「大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、恵那市、土岐市、各務原市、可児市、本巣市、養老町」を「養老町」に、「すべての」を「全ての」に改め、同表三十九の項を次のように改める。

三十九 削除

別表第一四十三の項事務の種類欄中「及び法の施行のための規則」を削り、同項中第一号から第十八号までを削り、第十九号を第一号とし、第二十号から第二十六号までを十八号ずつ繰り上げ、第二十七号を削り、同表四十三の二の項中「関市」の下に、「中津川市」を加え、同表四十五の項中「及び池田町」を、「池田町、白川町及び東白川村」に、「すべての」を「全ての」に改め、同表四十八の項中「大垣市、多治見市、各務原市、養老町」を「養老町」に改め、同表五十の二の項第三号中「規定により」の下に「認証及び」を加え、同項中第十五号及び第十六号を削り、第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、第十一号及び第十二号を削り、同項第十号中「第二十九条第二項」を「第三十条」に、「を閲覧」を「の閲覧及び謄写を」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第九号中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号中「軽微な」を削り、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

12 法第二十五条第七項の規定により登記事項証明書の提出を受けること。

別表第一五十の二の項中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

5 法第十三条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により設立の認証を取り消すこと。

6 法第十七条の三の規定により仮理事を選任すること。

7 法第十七条の四後段の規定により特別代理人を選任すること。

別表第一五十の二の項中第二十五号を第二十七号とし、第十九号から第二十四号までを二号ずつ繰り下げ、第十八号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

20 法第三十四条第三項の規定により特定非営利活動法人の合併の認証をすること。

別表第一五十の二の項第十七号の次に次の一号を加える。

18 法第三十二条第二項の規定により残余財産の譲渡の認証をすること。

別表第一五十の二の項中「関市」の下に、「恵那市、土岐市、笠松町」を加え、「及び坂祝町」を、「坂祝町及び白川町」に改め、同表五十の四の項中「各務原市」の下に「飛騨市」を加え、「及び川辺町」を、「川辺町及び白川町」に改め、同表五十一の項中「すべての」を「全ての」に、「高山市」を「岐阜市、高山市」に改め、「飛騨市」の下に「本巣市」を加え、「及び白川町」を、「白川町、東白川村及び御嵩町」に改め、同表五十三の項中「大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、

海津市」を「笠松町」に改め、同表五十七の項事務の種類欄中「岐阜県風致地区条例」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令（平成二十三年政令第三百六十三号）（附則第二条の規定により同令第十四条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）で定める基準に従ったものとみなされることとなる岐阜県風致地区条例」に改め、同項市町村又は広域連合の欄を次のように改める。

高山市、関市、各務原市及び養老町

別表第二二の項中「可児市、飛驒市」を「可児市、山県市、飛驒市」に、「養老町、垂井町、神戸町」を「岐南町、笠松町、養老町、垂井町、神戸町」に、「養老町、垂井町、揖斐川町」を「笠松町、養老町、垂井町、揖斐川町」に、「すべての」を「全ての」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一十八の二の二の項の改正規定は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）により市町村が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事又は教育委員会がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町村の長又は市町村の教育委員会が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例により市町村が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町村の長又は市町村の教育委員会に対しなされたものとみなす。

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十号

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「書面」の下に「として条例で定めるもの」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条に次の一項を加える。

4 法第十条第三項に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。第二条の二を削る。

第七条を第十六条とする。

第六条第一項中「第四十四条の三」を「第七十五条」に改め、同条を第十五条とする。第五条を削る。

第四条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「前項の申請書に添付する書類」を「合併の認証申請」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の六条を加える。

(認定の申請)

第九条 法第四十四条第二項の申請書には、次に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

- 一 認定を申請しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所所在地及び設立年月日
- 二 現に行っている事業の概要

2 前項の規定は、法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書について準用する。この場合において、前項第一号中「主たる事務所所在地及び設立年月日」とあるのは、「及び主たる事務所所在地」と読み替えるものとする。

(知事が所轄するもの以外の認定特定非営利活動法人の書類の提出)

第十条 法第五十二条第二項の規定により県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人であつて知事が所轄するもの以外のものが同項に規定する書類を知事に提出する場合は、規則で定める書面に添付して行わなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第十一条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、当該認定の有効期間内の日を含む各事業年度終了の日から三月以内に行わなければならない。

2 前項の書類の提出は、規則で定める書面に添付して行わなければならない。

(助成金支給書類等の提出)

第十二条 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、助成金の支給を行った場合の法第五十四条第三項の書類の提出は事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が二百万円以下ものを除く。)を行う場合の法第五十四条第四項の書類の提出は事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく)行うものとする。

2 前項の書類の提出は、規則で定める書面に添付して行わなければならない。

(仮認定の申請)

第十三条 第九条第一項の規定は、法第五十八条第一項の規定により仮認定を受けようとする場合について準用する。この場合において、第九条第一項第一号中「認定」とあるのは、「仮認定」と読み替えるものとする。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第十四条 第十条の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第二項に規定する書類の提出について、第十一条の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条第一項の書類の提出について、第十二条の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条第二項の書類の提出について、それぞれ準用する。

第三条の見出し中「及び閲覧」を削り、同条第一項中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に、「同条第二項の閲覧に係る書類」を「事業報告書等」に改め、同条第二項を削り、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第七条 法第三十条及び法第五十六条(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧及び謄写は、規則で定める場所において行う。

第一条の次に次の三条を加える。

(社員総会の議事録)

第三条 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録(特定非営利活動促進法施行規則(平成二十三年内閣府令第五十五号)第二条に規定する電磁的記録をいう。)をもつて作成しなければならない。

2 法第十四条の九の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 社員総会の決議があつたものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(定款の変更の認証申請)

第四条 法第二十五条第四項の申請書には、次に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 特定非営利活動法人の定款の変更内容

2 第二条第四項の規定は、定款の変更の認証申請について準用する。

(定款の変更の届出)

第五条 法第二十五条第六項の規定による届出は、次に掲げる事項その他必要な事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 特定非営利活動法人の定款の変更内容

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定(「書面」の下に「として条例で定めるもの」を加える部分を除く。)は、同年七月九日から施行する。

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十一号

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年岐阜県条例第二十号)

の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十二号

岐阜県指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）の規定に基づき、知事が指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定めるものとする。

(標識の寸法)

第二条 法及び省令の規定に基づき条例で定める指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法は、別表のとおりとする。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

別表（第一条関係）

区分	寸法
一 法第十五条第一項に規定する指定猟法禁止区域及び法第二十五条第一項に規定する特定猟具使用制限区域に設置する標識	制札 一辺の長さ三〇センチメートル以上
二 法第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区、法第二	標柱 太さ 一辺の長さ九センチメートル以上

十九条第一項に規定する特別保護地区及び法第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域に設置する標識

地上部分の長さ 二〇〇センチメートル以上  
制札  
長さ 三六センチメートル以上  
幅 四五センチメートル以上

三 法第三十四条第一項に規定する休猟区に設置する標識

標柱  
太さ 一辺の長さ九センチメートル以上  
地上部分の長さ 一二〇センチメートル以上  
制札  
一辺の長さ三〇センチメートル以上

四 省令第三十六条に規定する特別保護指定区域に設置する標識

制札  
長さ 七〇センチメートル以上  
幅 九〇センチメートル以上

備考 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十三号

岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例（平成二十一年岐阜県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十四号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一三十四の表四の項中、「六〇〇」を「八〇〇」に改める。

別表第一四十六の表三の項第三号から第五号までの規定中、「一八〇」を「一七〇」に改め、同項第六号口中、「三八〇」を「三七〇」に改め、同項第七号中、「一八〇」を「一七〇」に改め、同表七の項第三号イ中、「四六〇」を「四四〇」に改め、同表九の項第一号イ中、「二六〇」を「三五〇」に改め、同号口中、「二〇」を「三四〇」に改め、同項第二号イ及び口中、「一、〇九〇」を「一、一八〇」に改め、同号八中、「一、〇一〇」を「一、〇九〇」に改め、同号二中、「一、〇九〇」を「一、二六〇」に改め、同号ホ中「九二〇」を「一、〇一〇」に改め、同号へ中「四六〇円」を「五〇〇円」に、「二三〇円」を「二五〇円」に改め、同項第三号イ中、「一、〇九〇」を「一、二二〇」に改め、同号口中、「一、四三〇」を「一、五一〇」に改め、同号八中、「一、八五〇」を「一、九三〇」に改め、同項第四号中、「一、一八〇」を「一、五一〇」に改め、同項第五号口中、「一、二三五〇」を「一、二、四四〇」に改め、同項第六号口中、「一、九三〇」を「二、一五〇」に改める。

別表第一四十八の表の次に次の一表を加える。

四十九 卒業証明書、修了証明書、成績証明書その他の学業に関する文書の交付に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額（円）
卒業証明書、修了証明書、成績証明書その他の学業に関する文書の交付	卒業証明書等交付手数料	一通につき	三〇〇

備考 在学者（学校等を卒業又は修了した者であつて卒業又は修了の日の属する月の末日までにあるものを含む。）に係る卒業証明書等交付手数料は、徴収しない。

別表第二二の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次のように加える。

1 介護支援専門員実務研修受講試験手数料	法第六十九条の二十七第一項に規定する指定試験実施機関
----------------------	----------------------------

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一四十八の表の次に一表を加える改正規定は、平成二十四年七月一日から施行する。

岐阜県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十五号

岐阜県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県妊婦健康診査臨時特例基金条例（平成二十一年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「平成二十四年九月三十日」を「平成二十五年九月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十六号

岐阜県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

岐阜県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年岐阜県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十七号

岐阜県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金条例の一部を改正する条例

岐阜県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金条例（平成二十二年岐阜県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年六月三十日」を「平成二十五年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十八号

岐阜県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県公衆浴場法施行条例（昭和二十四年岐阜県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「岐阜市、大垣市」を「大垣市」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律（平成二十三年法律第五号）附則第二十条第一項の規定の適用がある場合における改正後の第一条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

岐阜県介護人材確保対策基金条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十九号

岐阜県介護人材確保対策基金条例

(設置)

第一条 介護に従事する人材の育成及び確保を図るための事業に要する資金に充てるため、岐阜県介護人材確保対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、岐阜県介護人材確保対策特別会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、岐阜県介護人材確保対策特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があるとき、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十

四号) 第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号) 第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。) として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。) が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。) と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十号

岐阜県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

岐阜県介護保険財政安定化基金条例(平成十二年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 知事は、平成二十四年度に限り、第一条の規定にかかわらず、法附則第十条第一項に規定するところにより、基金の一部を取り崩すことができる。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十一号

岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例(平成二十一年岐阜県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十二号

岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例(平成二十一年岐阜県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「平成二十四年六月三十日」を、「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県障害児通所給付費等不服審査会条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十三号

岐阜県障害児通所給付費等不服審査会条例

(設置)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第九十八条第一項の規定に基づき、岐阜県障害児通所給付費等不服審査会(以下「不服審査会」という。)を置く。

(不服審査会への諮問)

第二条 知事は、法第五十六条の五の五第一項の規定による審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、不服審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下するとき。

二 審査請求の内容が利用者の負担に関するものであるとき。

三 前一号に掲げる場合のほか、審査請求の内容が障害児の保健又は福祉に関し専門的な審査を要しないと知事が認めるとき。

(組織)

第三条 不服審査会の委員の定数は、七人とする。

2 不服審査会の合議体を構成する委員の定数は、七人とする。

(専門調査員)

第四条 不服審査会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、障害者等の保健又は福祉に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、不服審査会の運営に関し必要な事項は、会長が不服審査会に諮って定める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十四号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一 岐阜県立希望が丘学園の項中、「第四十二条の三に規定するし体不自由児施設」を、「第四十一条第二号に規定する医療型障害児入所施設及び同法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センター」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十五号

岐阜県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

岐阜県障害者施策推進協議会条例(昭和四十七年岐阜県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十四条第三項」を「第三十六条第三項」に改める。

附則

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十号)第一条の規定の施行の日から施行する。

岐阜県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十六号

岐阜県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県障害者自立支援対策臨時特例基金条例(平成十九年岐阜県条例第二十号)の一

部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十七号

岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成二十一年岐阜県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十八号

岐阜県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県認定こども園の認定基準に関する条例（平成十八年岐阜県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「認定基準」を「認定の要件」に改める。

第一条中「第三条第一項第四号及び同条第一項第三号」を「第三条第一項及び第三項」

に、「第六条第二項」を「第七条第一項」に、「認定基準」を「認定の要件」に改める。  
第三条の見出し中「種類」を「類型」に改め、同条中「の種類」を「として認める類型」に改める。

第八条第一項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同条第二項中「第五項に」を「第六項に」に改め、同項ただし書中「第五項本文」を「第六項本文」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第四項中「前項に規定するもののほか、」及び「及び調理室」を削り、同条第七項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 認定こども園には、調理室を設け、当該認定こども園の子どもに食事を提供するとき、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

第十一条中「保護者の子ども」の養育に関する能力の向上に資すべきことその他の規則で定める」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
  - 二 保護者の子ども」の養育に関する能力の向上に資すること。
  - 三 その他規則で定める事項
- 第十二条に次の一項を加える。

9 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十九号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一十の表一の項第一号中、「(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号。以下この表において「施行令」という。)(第十二条に規定する特定計量器であつて法第八十四条第一項の表示が付されてから法第七十一条第二項の経済産業省令で定める期間を経過したものについては、法第五十条第一項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから法第七十一条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものに限る。)」を削り、同号水中

表示機構の最大指示量が五十リットル以下のもの(使用最大流量が一リットル毎分以下のものを除く。)	一個につき	一、五五〇
その他のもの	一個につき	一、〇五〇

を

使用最大流量が一リットル毎分を超え百二十リットル毎分未満のもの	一個につき	一、一〇〇
使用最大流量が百二十リットル毎分以上のもの	一個につき	三、四〇〇

に

改め、同項第一号を削り、同項第三号中「又は2」を削り、同号を同項第一号とし、同表七の項の次に次の一項を加える。

七の二 法第百八条第五号口に規定する知識経験を有する者の認定に係る試験	主任計量者試験手数料	一人につき	一、四〇〇
-------------------------------------	------------	-------	-------

別表第一十二の表中「産業技術センター、機械材料研究所」を「工業技術研究所、産

業技術センター」に改め、同表七の項第二十号の次に次のように加える。

21 冷熱衝撃試験	一時間につき	二、二七〇
-----------	--------	-------

別表第一十二の表九の項第七号の次に次のように加える。

8 非接触三次元形状測定	イ 簡単なもの	一件につき	五、二〇〇
	ロ 複雑なもの	一件につき	六、九四〇

別表第一十三の表一の項事務の種類欄中「計量法施行令」の下に、「(平成五年政令第三百二十九号)」を加え、同項第一号八中

積算式ガソリン量器(使用最大流量が一リットル毎分以下のものを除く。)	表示機構の最大指示量が五十リットル以下のもの	一個につき	一、六〇〇
	表示機構の最大指示量が五十リットルを超えるもの	一個につき	一、一〇〇
その他のもの	口径が三十ミリメートル以下のもの	一個につき	一、六〇〇
	口径が三十ミリメートルを超えるもの	一個につき	三、四〇〇

を

使用最大流量が一リットル毎分を超え百二十リットル毎分未満のもの	一個につき	一、一〇〇
使用最大流量が百二十リットル毎分以上のもの	一個につき	三、四〇〇

に

改める。

別表第一十三の表の次に次の一表を加える。

十四 卒業証明書、修了証明書、成績証明書その他の学業に関する文書の交付に関する事務

事務の内容	卒業証明書、修了証明書、成績証明書その他の学業に関する文書の交付	手数料の名称	卒業証明書等交付手数料	単位	一通につき	額(円)	三〇〇
-------	----------------------------------	--------	-------------	----	-------	------	-----

備考 在学者(学校等を卒業又は修了した者であつて卒業又は修了の日の属する月の末日までにあるものを含む。)に係る卒業証明書等交付手数料は、徴収しない。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一十三の表の次に一表を加える改正規定は、平成二十四年七月一日から施行する。

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十号

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例(平成二十一年岐阜県条例第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「平成二十五年六月三十日」を、「平成二十六年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十一号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表二十一の表の次に次の一表を加える。

二十二 卒業証明書、修了証明書、成績証明書その他の学業に関する文書の交付に関する事務

事務の内容	卒業証明書、修了証明書、成績証明書その他の学業に関する文書の交付	手数料の名称	卒業証明書等交付手数料	単位	一通につき	額(円)	三〇〇
-------	----------------------------------	--------	-------------	----	-------	------	-----

備考 在学者(学校等を卒業又は修了した者であつて卒業又は修了の日の属する月の末日までにあるものを含む。)に係る卒業証明書等交付手数料は、徴収しない。

附 則

この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十二号

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例(昭和三十三年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表農業集落排水事業の部の前に次のように加える。

小水力発電施設整備事業(施設整備事業に限る。)

百分の二十五

第四条第一項の表ため池等整備事業の部ため池等整備事業（一般型）、ため池等整備事業（再編総合整備型）、湖岸堤防事業及び用排水施設整備事業の項中、「百分の二十五」を「百分の二十五、耐震対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十、その他のため池にあつては百分の十五」に、

百分の二十五  
ただし、耐震対策に係るものについては、堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十、その他のため池にあつては百分の十五

に改め、同部地域ため池総合整備事業の項中

「、百分の十五」を「百分の十五、ため池改修工事のうち耐震対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十、その他のため池にあつては百分の十五」に改め、同部農業用河川工作物応急対策事業の項の前に次のように加える。

震災対策農業水利施設整備事業（耐震対策工事に限る。）	堤高十五メートル以上のため池	百分の十
	その他のため池	百分の十五

第四条第一項の表ため池防災対策事業の部中、「三分の一」を「三分の一、耐震対策に係るものについては防災ダムにあつては百分の五、堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十、その他のため池にあつては百分の十五」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十三号

岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例  
岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年岐阜県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十四号

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例

岐阜県屋外広告物条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第四号中「住所」の下に、「（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）」を加える。

第三十二条第一項第五号中「前各号」の下に、「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県風致地区条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十五号

岐阜県風致地区条例の一部を改正する等の条例

第一条 岐阜県風致地区条例（昭和四十五年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「次に掲げる」を「規則で定める」に改め、各号を削る。  
第二条 岐阜県風致地区条例は、廃止する。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令（平成二十三年政令第三百六十三号）第十四条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号。以下「新令」という。）で定める基準に従って市町村が定める条例の施行又は新令の施行の日から起算して三年を経過することにより、第二条の規定による廃止前の岐阜県風致地区条例（以下「廃止前条例」という。）が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる場合における廃止前条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる日以前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十六号

岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例

岐阜県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「次の各号」の下に「（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては、第一号、第二号及び第四号）」を加え、「法第二十三条第一号イの条例で定める金額は」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）（附則第十四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第三十二条の規定による改正前の法）（以下「改正前法」という。）（第二十三条第一号イの条例で定める金額は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るた

めの関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成二十三年政令第四百二十四号）第一条の規定による改正前の「に」、「令」を「改正前政令」に、「法第二十三条第二号ロ」を「改正前法第二十三条第二号ロ」に、「は令」を「は改正前政令」に改め、同条第一号中「法」を「改正前法」に改め、同条第三号中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）」を削り、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。

第八条第五号を次のように改める。

五 障害者で規則で定める要件を備えているもの

第八条第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 戦傷病者で規則で定める要件を備えているもの

第十三条第一項中「令」を「公営住宅法施行令（以下「令」という。）」に改める。

第十八条第二項中「申告は、」の下に「公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第百三十三号）第一条の規定による改正前の」を加える。

第二十四条第一項及び第二十五条中「令」を「改正前政令」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十七号

岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。  
別表二の表の次に次の一表を加える。

三 卒業証明書、修了証明書、成績証明書その他の学業に関する文書の交付に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
卒業証明書、修了証明書、成績証明書その他の学業に関する文書の交付	卒業証明書等交付手数料	一通につき	三〇〇

備考 在学者(学校等を卒業又は修了した者であつて卒業又は修了の日の属する月の末日までにあるものを含む。)及び特別支援学校に係る卒業証明書等交付手数料は、徴収しない。

附則

この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。

岐阜県博物館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十八号

岐阜県博物館条例等の一部を改正する条例

(岐阜県博物館条例の一部改正)

第一条 岐阜県博物館条例(昭和五十一年岐阜県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「委員」を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が博物館の運営に資すると認める者の中から任命する委員」に改める。

(岐阜県美術館条例の一部改正)

第二条 岐阜県美術館条例(昭和五十七年岐阜県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「委員」を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資

する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が美術館の運営に資すると認める者の中から任命する委員」に改める。

(岐阜県現代陶芸美術館条例の一部改正)

第三条 岐阜県現代陶芸美術館条例(平成十三年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「委員」を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が美術館の運営に資すると認める者の中から任命する委員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(岐阜県博物館条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現在に在任する岐阜県博物館協議会の委員は、その任期が満了するまでの間、第一条の規定による改正後の岐阜県博物館条例第三条第一項の規定により任命された岐阜県博物館協議会の委員とみなす。

(岐阜県美術館条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現在に在任する岐阜県美術館協議会の委員は、その任期が満了するまでの間、第二条の規定による改正後の岐阜県美術館条例第十条の規定により任命された岐阜県美術館協議会の委員とみなす。

(岐阜県現代陶芸美術館条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現在に在任する岐阜県現代陶芸美術館協議会の委員は、その任期が満了するまでの間、第三条の規定による改正後の岐阜県現代陶芸美術館条例第七条第一項の規定により任命された岐阜県現代陶芸美術館協議会の委員とみなす。

岐阜県図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十九号

岐阜県図書館条例の一部を改正する条例

岐阜県図書館条例(平成二十三年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。  
 第八条第一項中「委員」を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が図書館の運営に資すると認める者の中から任命する委員」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現在に在任する岐阜県図書館協議会の委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の第八条第一項の規定により任命された岐阜県図書館協議会の委員とみなす。

岐阜県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十号

岐阜県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

岐阜県スポーツ推進審議会条例(昭和三十七年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

- 2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十一号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一七の表十二の項第一号イ中「一、八五〇」を「一、六〇〇」に改め、同号口中「二、一〇〇〇」を「一、九〇〇」に改め、同号八中「四、九五〇円」を「四、六〇〇円」に、「八、六五〇円」を「七、七〇〇円」に改め、同項第二号イ中「二、一〇〇」を「一、八〇〇」に改め、同号口中「二、一〇五〇」を「一、九〇〇」に改め、同号八中「二、四〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、〇五〇円」に改め、同項第三号口中「二、九五〇円」を「三、〇五〇円」に改め、同号中口を八とし、

イ 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	一件につき	一、〇〇〇
---------------------------	-------	-------

イ 法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一件につき	一、七五〇
-------------------------------------	-------	-------

ロ 法第九十七条の二第二項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一件につき	一、九〇〇
-------------------------------------	-------	-------

改め、同項第四号イ中「二、〇五〇」を「一、九〇〇」に改め、同号口中「一、六五〇」を「一、五〇〇」に改め、同項第五号口中「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、六五〇円」に改め、同号中口を八とし、

イ 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	一件につき	一、〇〇〇
---------------------------	-------	-------

イ 法第九十七条の二第二項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一件につき	一、七五〇
-------------------------------------	-------	-------

ロ 法第九十七条の二第二項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一件につき	一、九〇〇
-------------------------------------	-------	-------

改め、同項第六号イ中「二、一〇〇〇」を「一、七〇〇」に改め、同号口中「一、六五〇」を「一、五五〇」に改め、同号八中「三、一〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「四、七

五〇円」を「四、五五〇円」に改め、同表十三の項第一号中「三、九五〇円」を「三、八五〇円」に、「七、六五〇円」を「六、九五〇円」に改め、同項第二号中「四、三〇〇円」を「四、〇五〇円」に、「五、三〇〇円」を「四、九〇〇円」に改め、同表十四の項中「一、七〇〇円」を「一、五五〇円」に、「三、三三〇円」を「三、一〇〇円」に改め、同表十五の項中「一、一〇〇円」を「一、〇五〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表十六の項中「三、六五〇円」を「三、六〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表二十の項第一号中「二四、七〇〇円」を「二三、五〇〇円」に改め、同項第二号中「二〇、五〇〇円」を「一九、六五〇円」に改め、同項第三号中「一四、一〇〇円」を「一四、五〇〇円」に改め、同項第四号中「二二、四五〇円」を「二二、八五〇円」に改め、同表二十二の項第一号中「一五、六五〇円」を「一五、〇〇〇円」に改め、同項第二号中「二二、一五〇円」を「二一、八〇〇円」に改め、同項第三号中「一、九〇〇円」を「一、七〇〇円」に、「三、五五〇円」を「三、二五〇円」に改め、同項第三号中「一、一五〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表二十四の項中

運転免許証 更新手数料	一通に つき	二、五五〇
----------------	-----------	-------

を

運転免許証 更新手数料	1 免許証の更新（法百一条の二の 二第一項の規定により免許証の更新 の申請をする場合を除く。）	一通に つき	二、五〇〇
	2 免許証の更新（法百一条の二の 二第一項の規定により免許証の更新 の申請をする場合）	一通に つき	二、五〇〇

に

改め、同表二十五の項中「六〇〇円」を「五五〇円」に改め、同表中三十の項を三十一の項

とし、二十九の項を三十の項とし、同表二十八の項第二号中「二、六〇〇円」を「二、四五〇円」に改め、同項第三号中「二、三〇〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同項第五号イ中「四、二〇〇円」を「四、一五〇円」に改め、同号口中「四、一〇〇円」を「四、〇五〇円」に改め、同項第六号中「一、三五〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同項第八号中「一、二〇〇円」を「一、一五〇円」に改め、同項第九号中「七五〇円」を「六五〇円」に改め、同項第十号イ中「二、一五〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同号口中「二、八〇〇円」を「二、七五〇円」に改め、同号八中「二、七〇〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同号二中「二、五五〇円」を「二、四五〇円」に改め、同項第十一号イ中「七〇〇円」を「六〇〇円」に改め、同号口中「一、〇五〇円」を「九五〇円」に改め、同号八中「道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下この項において「府令」といふ。）を「府令」に、「一、七〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、〇五〇円」を「九五〇円」に改め、同項第十三号イ中「九、四〇〇円」を「九、二〇〇円」に改め、同号口中「一三、四〇〇円」を「一三、三五〇円」に改め、同項を同表二十九の項とし、同表二十七の項中「二、六五〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同項を同表二十八の項とし、同表二十六の項の次に次のように加える。

二十七 法第百 四条の四第七 項の規定に基 づく道路交通 法施行規則 （昭和三十五 年総理府令第 六十号。二十 九の項におい て「府令」と いふ。）第三 十条の十三第 一項に規定す る運転経歴証 明書の再交付	運転経歴 証明書再 交付手 料	一通に つき	一、〇〇〇
--	--------------------------	-----------	-------

別表第一七の表附表第一一の項中「三、九五〇円」を「三、七五〇円」に、「一、一、三  
五〇円」を「一、三〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、四五〇円」に改め、同表一  
の項中「七、〇五〇円」を「七、〇〇〇円」に、「六、七五〇円」を「六、四〇〇円」

に、「二、一五〇円」を、「二、二〇〇円」に、「七、九五〇円」を、「七、八〇〇円」に改め、同表三の項及び四の項中、「二、一五〇円」を、「二、一〇〇円」に、「一、九〇〇円」を、「一、八五〇円」に改め、同表五の項中、「二、二〇〇円」を、「二、二五〇円」に、「一、九五〇円」を、「二、〇〇〇円」に、「二、〇五〇円」を、「二、一五〇円」に改め、

同表六の項中

二、二二〇〇円	二、一〇〇〇円	二、一〇〇〇円	三、二二〇〇円
---------	---------	---------	---------

を

「一、八五〇円」「一、九五〇円」「二、四五〇円」「三、二一五〇円」に改め、同表七の

項中、「二、七五〇円」を、「二、七〇〇円」に改め、同表備考第一号中、「三、七五〇円」を、「二、九五〇円」に、「九五〇円」を、「九〇〇円」に、「三、二五〇円」を、「三、〇五〇円」に改め、同表備考第二号中、「三、三〇〇円」を、「大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの」に改め、同表備考第三号中、「三、三〇〇円」を、「普通自動車免許に係るもの」に改め、同表備考第四号中、「三、三〇〇円」を、「特定第一種運転免許に係るもの」に改め、別表第一七の表附表第一の項中、「四、四五〇円」を、「四、一五〇円」に、「四、一〇〇円」を、「三、七五〇円」に、「一、二二五〇円」を、「一、三〇〇円」に、「四、八〇〇円」を、「四、四五〇円」

に改め、同表二の項中

一、三〇〇円	一、三三〇円	一、三〇〇円	二、〇〇〇円
--------	--------	--------	--------

を「一、四五〇円」「一、四〇〇円」「一、五〇〇円」「一、九〇〇円」に改め、

同表三の項中

一、二二五〇円	一、二二五〇円	一、二二五〇円	一、二二五〇円
---------	---------	---------	---------

を

「一、三〇〇円」「一、二五〇円」に改め、同表四の項及び五の項中

一、二五〇円
--------

「一、二五〇円」を「一、二〇〇円」「一、二五〇円」に改め、同表六の項中「一、

四〇〇円」を「一、三三〇円」「一、三三〇円」に、「一、一五〇円」に改め、同表七の項中「二、七五〇円」を「二、七〇〇円」に改め、同表備考第一号中「三、四五〇円」を「三、〇〇〇円」に、「九〇〇円」を「九五〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、

〇五〇円」に、「一、九五〇円」を「三、〇五〇円」に改め、同表備考第二号中「一五〇円」を「一〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四十二号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表知事の事務局(情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。)の項中、「四、一七四人」を、「四、一一三人」に改め、同表情報科学芸術大学院大学、国際情報科学芸術アカデミー、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの項中、「国際情報科学芸術アカデミー」を削り、「八七人」を、「七二人」に、「五七人」を、「四六人」に改め、同表教育委員会の事務局の項中、「四〇五人」を、「三九八人」に改め、同表学校の項中、「五、三九一人」を、「五、三九五一人」に、「四、五九〇人」を、「四、六〇九人」に改め、同表警察の項中、「三、八八一人」を、「三、八八六人」に、「三、四五三人」を、「三、四六〇人」に、「二五五人」を、「二五六人」に、「二、〇三一人」を、「二、〇二六人」に、「一、〇五四人」を、「一、〇五六人」に改め、同表合計の項中、「一四、〇七三人」を、「一三、九九九人」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項第三号に掲げる職員(警察官に限る。)のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)に基づく育児休業をしている職員が職務に復帰した場合において、職員の員数が第一項の定数を超えることとなるときは、その復帰の日の属する年度内に限り、その復帰した職員を当該定数の外に置くことがで

きる。

( 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正 )

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校及び中学校の項中「二、一五五人」を「二、一三三人」に、「一、五〇七人」を「一、四八〇人」に改め、同表合計の項中「二、三三二人」を「二、二八〇人」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十三号

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー条例を廃止する条例

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー条例(平成七年岐阜県条例第三十号)は、廃止する。

附則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

( 岐阜県証紙条例の一部改正 )

2 岐阜県証紙条例(昭和三十九年岐阜県条例第六号)の一部を次のように改正する。  
別表中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

